

基本条例の制定について

制定されました。

調査研究の結果を踏まえ取りまとめたもので、「観光立町」に関する長期的な方を実現するための「町づくり」において重要な条例です。

推進計画」を策定することとしています。

討を行っており、本年度中に策定する予定です。

ページに掲載しております。

■お問い合わせ先 政策推進課 商工観光係 TEL (62) 1111 (内線 155)

第2章 基本的施策

第1節 競争力の高い選ばれる観光地の形成

選ばれる観光地の形成【第8条】

重点的施策

- 魅力ある食文化の形成
- 湧水、景観及び史跡を活用した観光拠点の整備
- 観光旅行者との交流及び地域特産物の販売のための施設整備

新たな観光旅行の分野の開拓【第9条】

- 自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする観光旅行 等

景観の保全【第10条】

- 屋外広告物に関する制限 等

第2節 観光事業の競争力の強化と人材の育成

観光事業者等による取組みの促進【第11条】

- 観光事業者等の連携の推進
- 観光事業者等による組織作り
- 当該組織の効果的な運営 等

接遇の向上【第12条】

- 接遇に関する教育の機会の提供
- 観光資源の紹介の強化 等

人材の育成【第13条】

- 観光に関する事業に従事する者等関係者の知識及び能力の向上 等

第3節 観光旅行の促進のための環境の整備

広報宣伝活動【第14条】

- 情報通信技術を活用した広報宣伝活動 等

国際観光の振興【第15条】

- 海外観光事業者等への情報提供
- 外国語での観光案内設備の整備 等

利便性の増進【第16条】

- 高齢者など特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備 等

観光旅行の安全の確保【第17条】

- 災害等の発生状況に関する情報提供 等

町民の理解を深めるための措置【第18条】

- 町民に対する広報、情報提供 等

第3章 高森町観光立町推進会議【第19条～23条】

- 町長の諮問の応じ、観光立町の実現に関する重要事項について調査審議
- 観光立町の実現に関する重要事項に関し、町長に意見を述べる

第4章 雑則【第24条】

附則

高森町観光立町推進

6月に開催された町議会定例会において、「高森町観光立町推進基本条例」がこの条例は、昨年一年間、町と財団法人地方自治研究機構とで実施した共同向性を示す基本となる考え方や施策が含まれており、町長が進める「観光立町今後、この条例を基に、観光立町実現のための施策を具体化した「観光立町この「観光立町推進計画」については、ワーキンググループを立ち上げて検条例の概要については下記のイメージ図のとおりです。なお、条文はホーム

前文

- ・本町は景観、歴史、食など多くの観光資源に恵まれており、観光による地域活性化が期待される。
- ・一方で、町内への観光旅行者数は伸び悩んでいる。
- ・状況を打開するためには、「選択と集中」による効果的な施策の実施と、町民一体となった観光振興の取組が必要。
- ・子どもたちが住み続けることができる豊かで活力ある高森町を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

目的【第1条】

観光立町に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもたちが住み続けることができる豊かで活力ある高森町の実現に寄与する。

基本理念【第2条】

- 観光立町の実現に効果的な施策を選択し、資源を集中的に投入する
- 資源の保全などの取組みと併せて、観光立町が持続可能なものとなるよう配慮する
- 産業の分野を超えて町民が一体となって楽しみながらまちづくりを進める

町の責務【第3条】

- 町は、施策を総合的に策定、実施
- 国及び他の地方公共団体との連携協力を努める

町民の役割【第4条】

- 町民は、町が実施する施策に協力するよう努める

財政上の措置

【第5条】

- 町は、必要な財政上の措置を講ずる

年次報告

【第6条】

- 町長は、観光立町に関する施策の実施状況について毎年、議会に報告

観光立町推進計画【第7条】

- 一定期間の観光立町の実現に関する
 - (1) 基本的な方針
 - (2) 目標
 - (3) 具体策 を定める
- 計画を定めるときは高森町観光立町推進会議の意見を聴く
- 毎年、計画の実施状況について推進会議に報告

施策の

意見聴取

状況報告